

## 1 対応要請の経緯

- 児童生徒間の暴力行為等の動画が、SNS上に投稿・拡散された複数の事案が報道
- 令和8年1月14日、緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議が開催
- 児童生徒の安全・安心を確保することを第一に、緊急の対応要請
- 令和8年1月30日付け文部科学省初等中等教育局長より通知「SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応等について」

## 2 対応要請の内容

### (1) 児童生徒が安全・安心に過ごすことができる環境の整備

- 暴力行為やいじめが見過ごされていないか、緊急の確認
  - ・ **令和7年度中に、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認**すること  
例：アンケート調査、一人一台端末を活用した心の健康観察、担任やSC等による面談 など
  - ・ 一過性の対応にとどめず、次年度以降も日常的に取り組むこと
- 暴力行為やいじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境の整備
  - ・ **暴力行為・いじめは、決して許されないものであり、犯罪行為に該当し得ることを、令和7年度中に、改めて指導**すること
  - ・ 警察等と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確にし、その方針を家庭や地域とも共有するなど、暴力行為・いじめを決して許容しない学校環境を整備すること
  - ・ 首長部局と連携し、学校内外の相談窓口の充実、他機関の相談窓口の周知徹底を図り、学校全体として、被害を受けたり現場を見たりした児童生徒が声を上げやすい環境整備を進めること

### (2) 確認された暴力行為やいじめへの対応

- 被害児童生徒の安全確保と心身のケア
  - ・ 暴力行為・いじめが明らかになった場合は、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施すること
  - ・ 事案に応じ警察との連携についても躊躇することなく検討すること
- 加害児童生徒への毅然とした対応
  - ・ 犯罪行為に該当する暴力行為やいじめについては、警察等の関係機関と連携するとともに、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行うこと
  - ・ 加害児童生徒がその行為に及んだ背景や要因を分析し、再発防止のための指導すること

### (3) SNS等における投稿・拡散への対応

- 人権侵害につながり得る動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合における関係機関と連携した対応
  - ・ 暴力行為やいじめの動画が、SNS等に投稿・拡散された場合には、警察等とも連携しつつ、速やかに事実関係を確認するとともに組織的に対応すること
  - ・ 削除要請等の手段について、学校及び設置者が理解するとともに、保護者にも周知すること
- SNS等における誹謗中傷などによる人権侵害のおそれ等も含めた情報モラル教育の実施
  - ・ エスカレートした投稿・拡散は、誹謗中傷として新たな人権侵害につながるため、暴力行為やいじめに関する指導と合わせて、**令和7年度中に、児童生徒に対する情報モラル教育を実施**すること

### (4) SNS等において暴力行為やいじめの動画が投稿・拡散された事案に関する報告

- ・ 在籍している児童生徒に係る暴力行為やいじめの動画を確認した場合、「児童生徒の事件等報告書」により文部科学省に報告すること

### 3 今後の対応

#### (1) 年度内に緊急アンケートの実施

- 見過ごされている暴力行為・いじめを把握するため、全ての県立学校を対象として、共通様式によるアンケート調査を実施
- 調査により、新たな暴力行為・いじめが発覚した場合は、速やかに事実確認を行い、必要に応じて警察と連携するとともに、以下の点に留意しながら組織的な対応を行うよう文書で通知する。
  - ・ 被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケア、安全・安心な学習環境の確保を図る
  - ・ 加害の児童生徒には、内容や状況を踏まえ、厳正な指導が必要なため、懲戒等の措置を含め、毅然とした対応を行う
  - ・ 加害児童生徒がその行為に及んだ背景や要因を分析、再発防止に努める

#### (2) 学校方針の明確化、環境整備

- 「暴力行為・いじめを許容しないこと」、「警察等との連携をためらわないこと」を学校の方針として明文化し、児童生徒・保護者への周知を徹底する（文書通知・HP掲載等）

#### (3) SNS等における投稿・拡散の防止

- 全ての県立学校において、今年度中に、児童生徒に対して情報モラル教育を実施するよう徹底

#### (4) 暴力行為やいじめの動画が投稿・拡散された事案の報告

- 暴力行為やいじめの動画が確認された場合は、事実関係を明らかにした上で、速やかに文部科学省に報告

上記(1)～(4)の内容について、文部科学省通知と併せて  
県立学校に通知、対応を徹底する

※ 上記内容について、義務教育課より市町村教育委員会に依頼